

～妊娠・出産・子育てに関する制度～

制 度	内 容	担当課
風しんワクチン等接種助成事業	風しんにかかったことのない妊娠を希望している女性とその夫、妊婦の夫に対し、風しんワクチン接種費用を補助します。	健康課 (保健センター)
不妊治療費補助制度	不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費を補助します。	保険医療課
妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査補助制度	妊婦・産婦・乳児の健康保持・増進、異常の早期発見・早期治療を図るために、母子健康手帳交付時に受診票綴りをお渡しし、妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査の費用の一部を補助します。	健康課 (保健センター)
妊婦医療費補助制度	妊婦の健康保持増進と、胎児への影響を減少させること及び経済的負担の軽減を図るため、母子健康手帳の交付を受けた月の初日から5か月間、保険診療による全ての疾病に対し、支払った医療費の自己負担相当額を補助します。(他の医療費助成の対象となる方は、補助を受けることはできません。)	保険医療課
出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。(他の保険加入者は、各健康保険者にお問い合わせください。)	保険医療課
産後ケア事業	東浦町に住民票があり、産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、退院後の生活に不安等がある方が、特定の医療機関にて宿泊もしくは日帰りで、助産師から心身のケアや育児サポートを受けることができます。	健康課 (保健センター)
子ども医療費助成制度	中学卒業までの子どもの保険診療による自己負担相当の医療費が無料になります。	保険医療課
未熟児養育医療費助成制度	未熟児であり、医師が入院・養育を必要と認めたお子さんの医療費が無料になります。	保険医療課
育成医療費助成制度	身体に障害があり、治療により確実な効果が期待できる18歳未満の児童の医療費を助成します。	保険医療課
国民年金第1号被保険者産前産後保険料免除制度	国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、その出産前後の一定期間の保険料の納付を要せず、当該期間を保険料納付済期間に算入する制度です。	保険医療課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちのお子さんが、日常的に必要とする用具の購入に要する費用の一部を給付します。	障がい支援課
児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、支給対象の子どもを養育している方に手当が支給されます。	児童課
予防接種	定期予防接種が無料で受けられます。	健康課 (保健センター)
保育料軽減	低所得世帯およびひとり親世帯等に対する軽減を行っています。	児童課
認可外保育施設保育料補助金	保護者の就労形態の多様化や通園の利便性に応えるため、一定の条件を満たす認可外保育所等に入所する児童の保護者に、保育料の補助を行います。(町外の施設も対象になります。)	児童課

※本情報誌に詳細な記載のないものや、不明な点につきましては、下記連絡先にお問い合わせください。

東浦町役場 83-3111（代）